

第 1 章 計画策定にあたって

1 第9期計画の基本的な考え方

第9期計画期間中には、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えることとなります。また、全国で見れば、65歳以上人口は2040年（令和22年）を超えるまで、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年（令和17年）まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれています。今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要です。

また、高齢単身世帯や85歳以上人口が増加する中で、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

奈良市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画は、国の第9期計画の基本指針に基づき、急速な高齢化に伴う、一人暮らし高齢者の世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く様々な課題等を踏まえ、策定を進めました。

◆第9期介護保険事業の基本指針の基本的な考え方

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要です。
- ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要です。

- ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要です。

② 在宅サービスの充実

- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及についての検討が必要です。
- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要です。
- ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援を充実していくことが必要です。

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実と推進を図っていくことが重要です。
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されています。
- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要です。

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備することが重要です。

③ 保険者機能の強化

- ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化を推進することが重要です。

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施することが重要です。
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進することが重要です。

※全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（令和5年7月 介護保険計画課）より

2 計画の位置づけ及び他の計画との関係

(1) 法的位置づけ

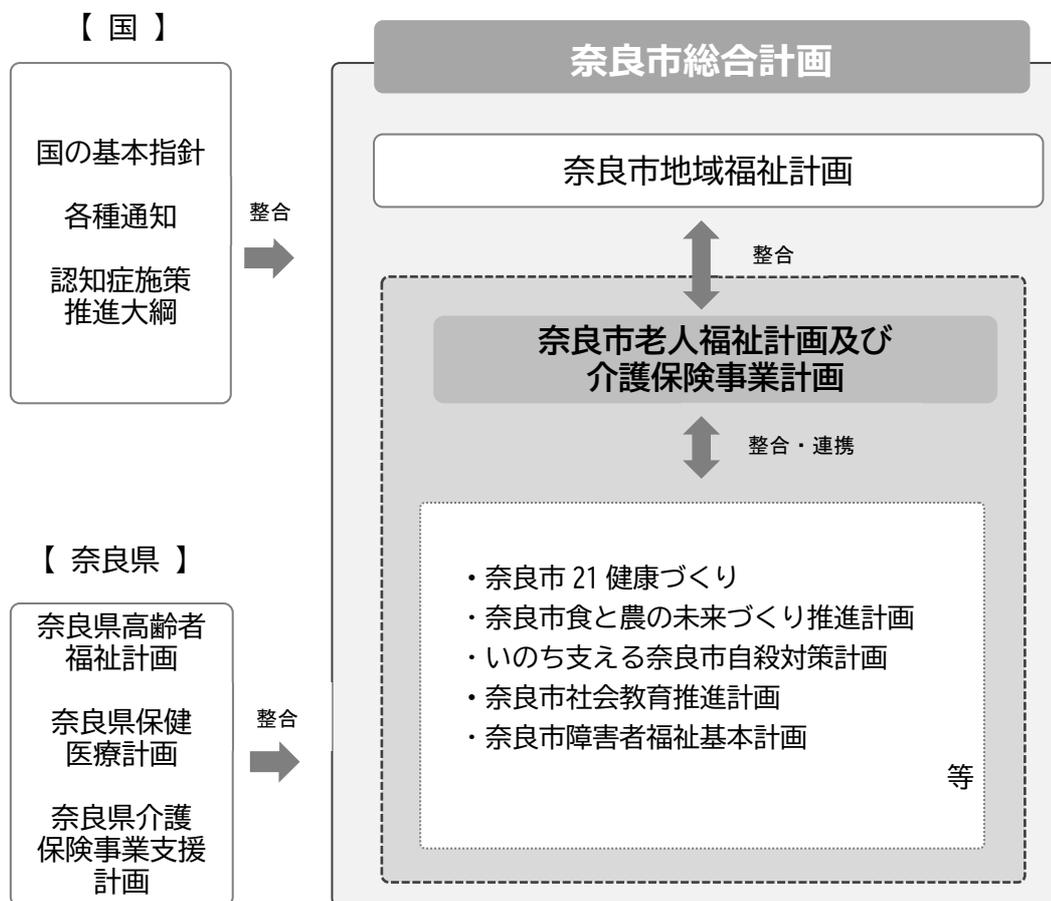
本計画は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体として策定します。

計画名	計画の目的	根拠法令
老人福祉計画	介護保険以外のサービスや生きがいづくりなど、高齢者の地域における福祉の向上を目指す。	老人福祉法第 20 条の 8
介護保険事業計画	介護保険給付サービスの見込量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取り組みを定める。	介護保険法第 117 条

(2) 他の計画との関係

「奈良市総合計画」の方向性や市の関連計画、県の計画との整合性も踏まえて策定します。

【計画の位置付け・関連計画】



3 計画の期間

本計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

また、令和7（2025）年、令和22（2040）年に向けたサービス・給付・保険料の水準を推計し、施策の展開を図ります。

【計画期間】



4 奈良市のこれまでの計画の主な方向性

奈良市では、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと暮らせる安心と地域共生のまち『奈良』をめざして」を基本理念として、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括システム）の構築を推進しています。

○ これまでの施策の主な方向性

- ・ 高齢者が健康の保持・増進するための生きがいづくりの支援と仕組みづくり
- ・ 高齢者の生活を総合的に支援するための地域における支援体制づくり
- ・ 生活困難な高齢者や判断能力が低下した高齢者の権利擁護の推進
- ・ ひとりひとりの高齢者に適切な介護サービスを提供できる仕組みづくり

5 計画の策定体制

(1) 奈良市高齢者保健福祉推進協議会

本計画は、高齢者の生活全体に関わる計画であるため、学識経験者、保健・医療福祉関係団体並びに市民の代表などで構成する「奈良市高齢者保健福祉推進協議会」を設置し、高齢者施策にかかる幅広い内容についてご意見を拝聴し検討を重ね、策定を進めました。

(2) 市民や介護従業者の意見などの反映

策定にあたっては、市内に居住する65歳以上の高齢者の日常生活の様子、健康状態、介護の状況などについて、それぞれの実態やニーズなどを把握するため、「奈良市高齢者介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を、「高齢者などの適切な在宅生活の継続」と「家族など介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討するため、「奈良市在宅介護実態調査」を実施しました。また、介護人材の総合的な確保、定着、育成、介護現場の実態把握のため「介護人材実態調査」を実施しました。

さらに、計画に対する市民からの意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施しました。

(3) 関係部局・関係機関との連携及び調整

本計画と関連する施策との連携を図るため、庁内関係課と幅広く検討を行い、調整を図りながら進めました。

また、「奈良県介護保険事業支援計画」「奈良県高齢者福祉計画」との整合を図るなど、奈良県との連携のもとに策定を進めました。